

山形市土地開発公社定款

平成5年2月1日認可
改正 平成6年1月12日認可
改正 平成20年1月10日認可
改正 平成20年10月2日認可

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、山形市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 この土地開発公社の設立団体は、山形市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この土地開発公社は、事務所を山形県山形市に置く。

(公告の方法)

第5条 この土地開発公社の公告は、山形市公告式条例（昭和25年市条例第23号）の規定に基づく掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

【第1節 役員及び職員】

(役員)

第6条 この土地開発公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事11名以内（うち理事長1名、副理事長1名及び常務理事1名を含む。）
- (2) 監事2名

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、この土地開発公社の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長の指揮を受けて業務を処理し、理事長、副理事長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、規程の定めるところにより、この土地開発公社の業務を執行する。

5 監事は、法第16条第8項に規定する職務を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員は、山形市長（以下「市長」という。）が任命する。

2 理事長は、理事のうちから市長が指名する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が指名する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の仕事)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

【第2節 理事会】

(設置及び構成)

第13条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に特別な定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款又は業務方法書の変更
 - (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (6) その他この土地開発公社の運営上、理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - ア 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ウ 公営企業の用に供する土地
 - エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - カ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - キ 観光施設事業の用に供する土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
- (3) 国、地方公共団体その他公共的団体からの委託事業を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 この土地開発公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、

業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は、1,000万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 この土地開発公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第21条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日まで市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第24条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雑 則

(解散)

第25条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、山形市議会の議決を経て山形県知事の認可を受けたときに解散する。

2 この土地開発公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、山形市に帰属する。

(規程への委任)

第26条 この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、土地開発公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この土地開発公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらずこの土地開発公社の成立の日から平成5年3月31日までとする。

附 則

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定による山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年12月1日から施行する。

